鳥取県告示第 369 号

鳥取県景観形成規則(平成 19 年鳥取県規則第7号)別表第1に規定する様式を、次のとおり定めたので告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

様式第1号

景観形成基準に対する配慮状況(景観形成重点区域以外)

行為の種類:景観法第16条第1項第1号(建築物の建築等)及び同項第2号(工作物の建設等)

行為	5地:		
		チ ェ ッ ク 欄 配慮した内容を記入)	
		・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等 に対する主要な展望地及び公共交通施設(以下「展望地等」という。) 並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。	
	位	・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。	
共	置	・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で 高さを抑えて行うこと。	
通事項		・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。	
73	規模	・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。	
		・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。	
	緑化等	・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。	
		・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出さ	
夕		・ 壁面設備、 を上設備等は、 路面させないよりにし、 やむを待り路面させる場合には、 建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とすること。	
		※壁面設備、屋上設備等とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。	

	・周辺の景観と調和した					
	・異なった色彩を使用す					
	・外観のベースカラーは 文化的な事由により、 れている場合は、この	_				
	, a cr. d m litar, a cr.	彩				
	有彩色の色相	商業地域等	その他			
	0. 1R∼10R	6以下	4以下			
	0. 1YR∼5Y	6以下	6以下			
色	上記以外の色相	6以下	2以下			
彩	※色彩に関する事項につ					
	-三属性による表示)					
	※ベースカラーとは、建					
	木材、土壁、漆喰、ガ					
	半を占める色相をいい					
	カラーとして取り扱う。					
	※商業地域等とは、都市					
	域、商業地域、準工業	地域、工業地域	成及び工業専	用地域をいう。		
	・送電又は送信のための					
	ときの背景が空となる					
	し、それ以外の場合に					
	と。ただし、他の法令					
	れる場合は、この限り	でない。				
素	・周辺の景観と調和に配	慮した素材を使	 使用すること	•		
	・地域の風土に合った自	然素材(木、土	上、石等)の	活用に努めること。		
材 	・外壁等の材質は、耐久					
	・敷地面積(建築物の建	築面積及び工作	=物の築造面	積を除く。)の3パ	П	
√∃.	ーセント以上を緑化す					
緑	・緑化に当たっては、自	然植生の活用、	季節感の醸	成等に配慮するとと		
化	もに、 建築物等が周辺	四に与える圧迫	感を柔らげ	るよう、その高さを		
	勘案して樹木を選び、	植栽位置を考慮	意すること。			

記入例: 該当しない場合 🗆 / 該当している場合 🛭

様式第2号

景観形成基準に対する配慮状況(大山景観形成重点区域)

行為の種類:景観法第16条第1項第1号(建築物の建築等)及び同項第2号(工作物の建設等)

行為地:							
	景	毎日	ж	4-	甘	進	チェック欄
	京	観	形	成	基	毕	(配慮した内容を記入)

		・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等	
		に対する主要な展望地及び公共交通施設(以下「展望地等」という。)	
		並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。	
		・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線から	
		できる限り後退した位置とすること。	
	位	・山上景観保全区域及び山麓景観形成区域にあっては、既存の自然地形	
	置	を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。	
共	旦	・その他の区域でも尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、でき	
通		る限り低い位置で高さを抑えて行うこと。	
事		・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作	
•		物(以下「建築物等」という。)がある場合には、その現状をできる	
項		限り変えずに済む位置とすること。	
	規模	・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。	
		 ・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。	
	緑		
	化等	・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。	
	4	・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいするこ	
		プログルが (学功)を除位して記りていりになった中央の記案ロかとませよりとし	
		・建築物等(道路に隣接して設ける以外にその設置目的を達成すること	
		ができないと認められる広告板、塀等を除く。)の敷地が幹線道路に 接する場合は、その路肩から5メートル(沿道景観形成区域にあって	
		は20メートル)以上後退した位置とすること。	
		※幹線道路とは県道、広域農道及び岸本町道岸本大原線をいう。以下こ	
45	垃	の表において同じ。	
·	置	・沿道景観形成区域外の建築物等(住宅等(専ら自己の居住の用に供す	
<u>LE</u>	⊒.	る一戸建住宅及び当該建築物と用途上不可分の関係にある建築物並	
		びに農林業を営むために必要な建築物をいう。以下同じ。)を除く。)	
		は隣地との境界線から5メートル以上離れた位置とし、当該区域内の	
		建築物等及び当該区域外の住宅等は、隣地との境界線からできる限り	
		離れた位置とすること。	
		・電柱及び送電又は送信のための鉄塔(以下「送電塔等」という。)以	
		外の建築物等の高さは20メートル(山上景観保全区域にあっては	
4	·B	13メートルとし、周辺樹木の高さがそれら以下の場合は当該樹木の	
	見	高さとする。)を超えないこと。	
₽ P	塻	・電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低くすること。	
		・大山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を	
		与えない規模とすること。	

外観	・建築物等は背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ※壁面設備、屋上設備等とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。	
	・屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 ・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。	
	・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。	
色 彩	 ・外観のベースカラーは次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 有彩色の色相 彩 度 0.1R~10R 2以下 0.1YR~5Y 4以下 上記以外の色相 2以下 ※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721(色の表示方法一三属性による表示)による。 ※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁(着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。)のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。 ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限り 	
素材	でない。 ・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ・その地域の風土に合った自然素材(木、土、石等)の活用に努めること。	
.1.1	・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。	
	・敷地面積(建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。)の3パ ーセント以上を緑化すること。	
緑	・幹線道路と接する部分には、植栽を設置すること。	
化	・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとと もに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘 案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。	

記入例: 該当しない場合 🗆 / 該当している場合 🗷

様式第3号

景観形成基準に対する配慮状況(沿道海浜景観形成重点区域)

行為の種類:景観法第16条第1項第1号(建築物の建築等)及び同項第2号(工作物の建設等)

行為	5地:		
		景 観 形 成 基 準	チ ェ ッ ク 欄 配慮した内容を記入)
共 通 事 項	位置	 ・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設(以下「展望地等」という。)並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では 	
		行わないこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。	
	規模	・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。	
	緑化等	・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。	
位置		・建築物等(住宅等(専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅及び当該建築物と用途上不可分の関係にある建築物並びに農林業を営むために必要な建築物をいう。以下同じ。)及び沿道広告等(道路に隣接して設ける以外にその設置目的を達成することができないと認められる広告板、塀等をいう。)を除く。)の敷地が幹線道路に接する場合には、その路肩から5メートル(北条砂丘景観形成区域にあっては、国道9号の南側に接する場合に限り20メートル)以上後退した位置とし、敷地上の制約からそれが困難な場合には、できる限り後退させ、植栽を設置すること。 ※幹線道路とは国道9号及び国道431号をいう。 ・北条砂丘景観形成区域(国道9号の北側に限る。)及び弓ヶ浜景観形成区域内の建築物等(住宅等を除く。)は、隣地との境界線から5メートル以上離れた位置とし、それらの区域外の建築物等及びそれらの区域内の住宅等は隣地との境界からできる限り離れた位置とすること。	
ţ	規	・周辺の松林から著しく突出した印象を与えない規模とすること。	
ħ.	莫	・電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低くすること。	

外観	意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等はな場合には、建築物質及び意匠とすること。 ※壁面設備、屋上設備等槽、冷却塔、電線等の頻するものをいう。 ・周辺の建築物の多くが	は、露出させな 等本体及び周辺 とは、煙突、排 壁面、屋上等に 入母屋、切妻等 ある地区にあっ	なとしてまとまりのある形態及び さいようにし、やむを得ず露出されの景観との調和に配慮した形態 は気塔、装飾塔、電波塔、高架水 設置される工作物及びこれらに をの形態の屋根をもった地区又は っては、屋根は適度な勾配と軒出 面の処理に配慮すること。	
	・周辺の景観と調和した。・異なった色彩を使用する			
	・外観のベースカラーは 化的な事由により、当 ている場合は、この限			
	有彩色の色相	彩度		
	0. 1R∼10R	2以下		
	0.1YR∼5Y	4以下		
色	上記以外の色相	2以下		
彩	ー三属性による表示)(※ベースカラーとは、建築 木材、土壁、漆喰、ガギギを占める色相をいい、カラーとして取り扱う。 ・送電又は送信のためのもときの背景が空となるし、それ以外の場合に	こよる。 築物等本体の屋 ラス等の部分を 複数に等分す 鉄塔については 場合にあっては あっては明度 の規定により、	上業規格のZ8721(色の表示方法 登根又は外壁(着色されていない と除く。)のそれぞれについて過 一る場合は、そのすべてをベース は、展望地等からこれを眺望した は明度6以上8以下の無彩色と 4以上5以下の無彩色とするこ それら以外の色によることとさ	
素	・周辺の景観との調和に			
材			こ、石等)の活用に努めること。 特管理の容易なものとすること。	
緑	・敷地面積(建築物の建築のサント以上を緑化する		三物の築造面積を除く。)の3パ	
化		2に与える圧迫	季節感の醸成等に配慮するとと 感を柔らげるよう、その高さを 意すること。	

記入例: 該当しない場合 🗆 / 該当している場合 🗷

様式第4号

景観形成基準に対する配慮状況(景観形成重点区域以外)

行為の種類:景観法(以下「法」という。)第 16 条第1項第3号(開発行為)及び鳥取県景観形成条例(以下「条例」という。)第 13 条各号の追加行為

行為	地:			
		景 観 形 成 基 準		チ ェ ッ ク 欄 配慮した内容を記入)
共 通 事	位	・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設(以下「展望地等」という。)並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。		
	置	 ・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。 		
項	規模	・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。		
	緑化等	・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいするこ		
		と。 81項第3号(開発行為)及び条例第13条第1号(土地の開墾その他の土± 8の掘採を除く。)に関する基準	<u></u> 也の	 形質の変更(土石の採
Ŧ	変更多の形犬	・長大なのり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 ①のり面は緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。		
条例	第13多	条第1号(土石の採取及び鉱物の掘採)に関する基準		
方法		・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 と。 ・長大なのり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 ①のり面は緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。		
~	<u></u> 生	・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に 植栽を設置すること。		

緑 化	・採取又は掘採を終了し				
条例第13多	条第2号(木竹の伐採)に				
方法	・既存の高木、樹姿の優する樹林は、伐採しな		に道路及び隣接地の境界付近に存		
緑 化	・伐採後は、速やかに緑	化を行うこと。			
(条例第1	3条第3号(屋外における	土石、廃棄物、	たい 、再生資源その他の物件の堆積)(こ関 [、]	する基準
方法	・物件を積み上げる場合 び隣接地との境界線か		り低い高さで整然と行い、道路及 とること。		
遮へい	 ・遮へいは、植栽その他 ・塀、さく等(高さ3メ そのベースカラーは次 有彩色の色相 0.1R~10R 0.1YR~5Y 上記以外の色相 ※色彩に関する事項につ 三属性による色の表示 ※ベースカラーとは、建 木材、土壁、漆喰、ガ 	問辺と調和する ートル以下の のとおりとする 彩 度 4以下 6以下 2以下 かては、日本工 方法)による。 築物等本体の屋 ラス等の部分を 、複数に等分する	もの)により遮へいを行う場合、		
条例第13多	条第4号(特定照明)に関	する基準			
方法	特定の対象物を照射す対象物以外への照射は にカバーやルーバーを を防止すること。				

記入例: 該当しない場合 □ / 配慮している場合 ☑

様式第5号

景観形成基準に対する配慮状況(大山景観形成重点区域)

行為の種類:景観法(以下「法」という。)第 16 条第1項第3号(開発行為)及び鳥取県景観形成条例(以下「条例」という。)第 13 条各号の追加行為

行為地:							
	景	観	形	成	基	進	チェック欄
	爪	P5/L	712	/4//	245	+	(配慮した内容を記入)

共 通 事 項	位置	 ・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設(以下「展望地等」という。)並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路、公園等の公共の場所(以下「道路等」という。)に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・山上景観保全区域及び山麓景観形成区域にあっては、既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。 ・その他の区域でも尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。 								
	規模	・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。								
	緑化	・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。								
	等	・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。								
		51項第3号(開発行為)及び条例第13条第1号(土地の開墾その他の土地 初の掘採を除く。)に関する基準	也の	形質の変更(土石の採						
	立置	・急斜面は避けること。								
変更後の形状		・長大なのり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 ①のり面は緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。								
糸 イ	录 匕	・のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。								
条例	第13多	条例第13条第1号(土石の採取及び鉱物の掘採)に関する基準								
			_							
	方去	・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大なのり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 ①のり面は緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。								

緑 化	・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。									
条例第13多	条例第13条第2号(木竹の伐採)に関する基準									
方法	・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に 存する樹林は、伐採しないこと。									
緑 化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。									
条例第13多	条例第13条第3号(屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積)に関する基準									
位 置	・沿道景観形成区域にあっては、道路等に敷地が接する場合には、その 境界線から20メートル以上後退すること。									
方法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及 び隣接地との境界線から十分間隔をとること。									
遮へい	・展望地等から推積されている物件が見えないよう遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・塀、さく等(高さ3メートル以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 有彩色の色相 彩 度 0.1R~10R 2以下 0.1YR~5Y 4以下 上記以外の色相 2以下 ※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721(色の表示方法ー三属性による表示)による。 ※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁(着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。)のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。									
条例第13多	条第4号(特定照明)に関する基準	•								
方法	・特定の対象物を照射するものであること。・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。									

記入例: 該当しない場合 □ / 配慮している場合 ☑

様式第6号

景観形成基準に対する配慮状況(沿道海浜景観形成重点区域)

行為の種類:景観法(以下「法」という。) 第 16 条第1項第3号(開発行為)及び鳥取県景観形成条例(以下「条例」という。) 第 13 条各号の追加行為

行為地:	
------	--

景観形成基準		,	チェック欄					
		京	(j	配慮した内容を記入)				
共通	位置	・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等						
		に対する主要な展望地及び公共交通施設(以下「展望地等」という。)						
		並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。						
		・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線から						
		できる限り後退した位置とすること。						
		・既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では						
		行わないこと。						
		・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作						
事		物(以下「建築物等」という。)がある場合には、その現状をできる						
項		限り変えずに済む位置とすること。						
	規模	・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。						
	緑化等	・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。						
		・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。						
		・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいするこ						
		と。						
法第	16条第	91項第3号(開発行為)及び条例第13条第1号(土地の開墾その他の土地	也の	形質の変更(土石の採				
取及	び鉱物	かの掘採を除く。)に関する基準						
1	立置	・急斜面は避けること。						
Ī	置	心がは田はなぼりること。						
		・長大なのり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、や						
3	实	むを得ない場合には、次のようにすること。						
変更後の形状		①のり面は緑化可能な勾配とすること。						
()	х D г.	②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。						
形 状		・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。						
		・既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。						
, ,		Sell a him processing of the analysis of the selling of the sellin						
1	录 匕	・のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。						
冬瓜	第19 夕	く第1旦 (上工の短時及び発動の短短) 17月子で甘淮						
宋例	舟135	会第1号(土石の採取及び鉱物の掘採)に関する基準	1					
-	方去	・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこ						
Ý.	去	と。						
遮		・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に						
~ \		植栽を設置すること。						
		INACEDE / OCCO						
緑 化		・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。						
条例第13条第2号(木竹の伐採)に関する基準								
_	÷	・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に						
Į ž	方 去	存する樹林は、伐採しないこと。						

緑 化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。								
条例第13条第3号(屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積)に関する基準									
方法	・物件を積み上げる場合に び隣接地との境界線から								
遮へい	 ・遮へいは、植栽その他属 ・塀、さく等(高さ3メー そのベースカラーは次の 有彩色の色相 0.1R~10R 0.1YR~5Y 上記以外の色相 ※色彩に関する事項につい 三属性による表示)に ※ベースカラーとは、建 木材、土壁、漆喰、ガ 	問辺と調和する -トル以下のも のとおりとする 彩 度 2以下 4以下 2以下 1、日本工 では、日本工 でる。 築物等本体の見 ラス等の部分。 複数に等分	っの)により、遮へいを行う場合、						
条例第13条第4号(特定照明)に関する基準									
方法	・特定の対象物を照射するものであること。・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。								

記入例: 該当しない場合 🗆 / 配慮している場合 🗸